

令和8年7月1日 住宅宿泊事業（民泊）における 江戸川区のルールが変わりました！

生活環境の悪化防止のため、「江戸川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例及び施行規則」を施行しました。

条例等の概要(主な変更点)

(1) 民泊の実施制限

【区域の制限】

住宅宿泊管理者が管理する民泊施設は、住居専用地域と住居地域では新規に開設することができません。（既存施設については、当面の間、適用しません）

【居住要件】

家主が管理する民泊を、住居専用地域と住居地域で始める場合は、家主は3か月以上前から居住している必要があります。

(2) 周知方法等の強化

【事前説明の義務化】

民泊を始める前には周辺にお住まいの方などに、住宅の所在地、名称又は氏名、管理業者の名称又は氏名、問合せ方法等の内容を、説明会の開催もしくは戸別訪問するなどにより対面で説明しなければなりません。

【標識の掲示】

法定の標識を玄関などに掲示することに加え、法定の標識が外部から見えない場合は、郵便受けなどに区が交付する標識を掲示しなければなりません。

【苦情や問合せへの対応記録の保存】

住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理者は、苦情や問合せに対応したときは、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

【民泊施設の公表】

江戸川区内の民泊については、届出をした住宅の届出年月日、所在地、届出番号、管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先、緊急連絡先（家主が届出住宅に居住して管理する場合を除く）を区ホームページに公表することとします。

(3) 指導、監督の強化

【指導、勧告、違反者の公表】

区は、民泊の適正な運営を確保するために必要な限度で、住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理業者に指導、勧告ができます。また、業務改善命令や条例の制限に違反したときは、違反者を区ホームページに公表していきます。